長浜市告示第３５７号

　地方自治法（昭和22年法律第67号）第２４３条の２の規定に基づき、次により長浜城歴史博物館の入館料の徴収に関する事務を委託したので、同条第２項及び長浜市財務規則（平成18年長浜市規則第35号）第４２条第２項の規定により告示する。

令和７年１２月２６日

長浜市長　浅見　宣義

１　指定公金事務取扱者の住所及び名称

(1) 愛知県名古屋市中村区名駅南２丁目１４番１９号
名鉄観光サービス株式会社　代表取締役社長　拝郷寿夫

(2) 東京都中央区日本橋一丁目１９番１号
株式会社日本旅行　代表取締役社長　小谷野悦光

(3) 大阪府大阪市北区梅田二丁目５番２５号
株式会社阪急交通社　代表取締役社長　酒井淳

(4) 東京都江東区豊洲５丁目６番５２号 NBF豊洲キャナルフロント
クラブツーリズム株式会社　代表取締役社長　酒井博

(5) 東京都中央区銀座８－１３－１　銀座三井ビルディング２Ｆ
株式会社全旅　代表取締役社長　中間幹夫

(6) 東京都品川区東品川二丁目３番１１号
株式会社ＪＴＢ　代表取締役　社長執行役員　山北栄二郎

２　委託した公金事務に係る歳入の種類

長浜市長浜城歴史博物館条例（平成18年長浜市条例第196号）及び長浜市長浜城歴史博物館管理規則（令和２年長浜市規則第39号）に基づく長浜城歴史博物館の入館料。ただし、「観光券」によるものに限る。

３　指定をした日

令和６年４月１日

４　委託をした日

令和６年４月１日

５　委託期間

令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで

６　収納の方法

委託販売方式による。